

(一般)		
職種	年齢	事業内容
電子部品の製造	不問	他に分類されない事業サービス業
給油所社員	59歳以下	燃料小売業
交通誘導警備員	不問	警備業
交通誘導警備員(アルバイト)	不問	警備業
営業	不問	建築材料卸売業
森林技術者	40歳以下	農林水産業協同組合
介護職員	不問	老人福祉・介護事業
看護師	不問	老人福祉・介護事業
設計	40歳以下	建築工事業
建築営業	35歳以下	建築工事業
現場監督	40歳以下	建築工事業
営業	40歳以下	食料・飲料卸売業
工程管理者	35歳以下	その他の電気機械器具製造業
看護師	不問	老人福祉・介護事業
夜勤専門介護職員(嘱託)	不問	老人福祉・介護事業
支援員	不問	障害者福祉事業
営業	不問	一般土木建築工事業
用務員	不問	土木建築サービス業

(一般)		
職種	年齢	事業内容
事務職	40歳以下	旅行業
美容師(アシスタント・見習可)	不問	美容業
警備員	不問	警備業
大型運転手(8t車)	40歳以下	特定貨物自動車運送業
水泳指導・プール監視員	不問	教養・技能授業
金属加工	40歳以下	建設用・建築用金属製品製造業
金属塗装	40歳以下	建設用・建築用金属製品製造業
商業デザイナー	40歳以下	印刷業
営業	不問	セメント・同製品製造業
製造工(アルバイト)	30歳以下	調味料製造業
保育士	不問	児童福祉事業
営業	不問	その他の金属製品製造業
縫製	不問	ニット生地製造業
調理師及び見習補助	不問	食堂、レストラン
金型工兼プレス工	不問	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
一般土木工事施工管理(監督)	不問	管工事業
看護師	不問	一般診療所

－市民課からのお知らせ－ 戸籍の窓口での「本人確認」にご協力ください！



住民基本台帳法ならびに戸籍法の一部改正に伴い、戸籍の窓口での本人確認が必要になります。

現在、戸籍の届出（婚姻届、離婚届など）、住民異動届の際に、虚偽の届出を防止するために本人確認を実施しています。さらに平成20年4月1日からは、住民票の写し、戸籍謄抄本などの交付請求の際にも、窓口来庁者の本人確認をさせていただきます。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆本人確認の方法◆

届出や証明書の請求の際に、顔写真付きの公的身分証明書（運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード等）または健康保険証などにより、窓口に来られた方が本人であることの確認を行います。

◆お問い合わせ◆

市役所市民課（☎662-3163）または各地域局市民課